

平成31年度個別排水処理施設 (合併処理浄化槽) の設置募集について

郡上市では、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業（集合処理）実施区域以外の地区（個別処理区）においては、市が浄化槽を設置しています。

☑浄化槽設置には、下記のとおり受益者分担金をいただき設置します

区 分 (対象処理人員)		分担金の額
一般世帯 (10人槽まで)		32万円
事業所等一般世帯以外	1人～10人	32万円
	11人～30人	48万円
	31人～50人	64万円

※処理対象人員は、日本工業規格「建築物の用途別による、し尿浄化槽の処理対象人員算定基準」(JISA3302)の算定になります。

☑設置後は、使用料をいただきます (2ヵ月あたり)

基本料金	15㎡まで	2,400円
従量料金 (一般家庭及び事業所等)	16㎡～60㎡	170円 (1㎡につき)
	61㎡～100㎡	180円 (1㎡につき)
	101㎡～	190円 (1㎡につき)

☑対象は、一般家庭のほか事業所、公民館などの公共施設も含まれます

浄化槽の対象規模は、50人槽までとします。なお、別荘・保養所などについては、対象となりません。

☑一般家庭の場合は、設置希望月の概ね3ヵ月前までに

事業所等11人槽以上となる場合は、概ね5ヵ月前までに申請してください

既設浄化槽を譲渡できます

- ▶個別処理区（合併処理浄化槽対象地区）のご家庭で、すでに設置されている合併処理浄化槽は、市へ無償譲渡していただくことができます（適正に使用、維持管理されているもの）。ただし、一旦譲渡されますと個人へ戻すことはできません。
- ▶浄化槽設置場所（土地）については、市への無償貸与となります。
- ▶市へ譲渡されると、使用料をいただき、今後の維持管理については市が行います。
- ▶プロワの電源は従来通りご家庭のコンセントを使用し電気料金相当額を市が負担します。
- ▶譲渡時期については、現在の維持管理契約が満了した翌日からとなります。浄化槽設置整備事業によって整備された浄化槽については、設置後7年を経過しているものが対象となります。
- ▶民間契約が満了となる3ヵ月前までに市へ申請してください。また、民間契約は満了月の1ヵ月前までに解約手続きを行ってください。

新規、譲渡とも申請書を記入いただき、提出してください

問い合わせ先…環境水道部水道工務課 ☎67-1129

※申請用紙は、環境水道部水道工務課または各振興事務所にもありますが、市ホームページからもダウンロードできます。